

都計第610号

平成30年8月29日

一般社団法人

北海道建築士事務所協会会長 様

北海道知事 高橋 はるみ

「屋外広告物クリーン強調月間」9月（秋季）の取組実施について（依頼）

道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物につきましては、北海道屋外広告物条例によって良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところですが、さらに条例の趣旨を徹底し、良好な広告景観の形成に努めるため、例年どおり観光シーズンが本格化する6月（春季）と「屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）」が属する9月（秋季）を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、各種取組みを実施することといたしました。

今年度は、「広告物の安全対策」と「ルールの普及啓発」をテーマとし、安全管理に関する規制の周知及び許可制度や掲出基準等の屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発等を図ってまいります。

つきましては、本趣旨を御理解の上、御協力を賜りますとともに、貴出先機関（貴会員）に対しても周知くださるようお願いいたします。

記

<添付資料>

- (1) 平成30年度屋外広告物クリーン強調月間実施要領
- (2) 啓発リーフレット

建設部まちづくり局都市計画課

基本計画・景観グループ

担当：主査 加藤 澄枝

主事 近藤 えり子

TEL：011-231-4111（内線 29-827）

FAX：011-232-1147

E-mail：kondou.eriko@pref.hokkaido.lg.jp



平成 30 年度屋外広告物クリーン強調月間実施要領

屋外広告物については、北海道屋外広告物条例（以下「条例」という。）により良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところであるが、さらに条例の趣旨を徹底し、無許可等の違反広告物や安全性に問題があるといった広告物の適正化を図るため、観光シーズンが本格化する6月（春季）と「屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）」が属する9月（秋季）を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、関係機関と連携し各種の取組みを実施する。

記

1 期間

- (1) 春季 平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日
- (2) 秋季 平成 30 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

2 主催 北海道

3 目的

- (1) 安全対策についての普及啓発
- (2) 条例の普及啓発
- (3) 条例に違反する広告物の是正指導

4 実施内容

取組みをさらに効果的なものとするため、次のとおりテーマを設定し、それに合わせた取組みを重点的に実施する。

(1) テーマ

ア 「広告物の安全対策」

屋外広告物による事故発生の未然防止のため、安全管理に関する規則の周知や定期的な点検の実施を啓発するなど、広告物の安全対策をテーマに取組みを実施する。

イ 「ルール of 普及啓発」

許可制度や掲出基準等、屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発をテーマに取組みを実施する。

(2) 具体的な取組み

ア パトロールの実施

(ア) (総合) 振興局での屋外広告物巡回調査の実施（6月）

違反広告物発見のための巡回調査（違反広告物是正事務取扱要領 第2）及び是正指導を実施するとともに、安全対策について普及啓発を行う。

(イ) 官民連携屋外広告物安全対策パトロールの実施（9月）

（一社）北海道屋外広告業団体連合会との良好な広告景観の形成のための連携協定に基づき、官民連携によるパトロールを実施

イ 普及啓発活動（6月、9月）

次に掲げる方法をはじめとして広報活動に取り組み、広告主や地域住民等に対し広く普及啓発を図る。

(ア) リーフレット、ポスターの活用

各（総合）振興局庁舎への備え置き、窓口来訪者への配布、市町村、商工会議所、商工会、商店街組合等への配布及び会員への周知依頼、町内会等での回覧等、庁舎ロビー等でのポスター掲出等

(イ) ホームページの活用

都市計画課及び各（総合）振興局建設指導課ホームページでの情報掲載等

(ウ) その他各種メディアの活用

地方紙への掲載、市町村広報誌への掲載等

月間広報計画の策定（過去に新聞広報欄「みなさんの赤れんが」や地上デジタルデータ

放送、自動販売機電光掲示板、道メールマガジン等での広報活動を実施）

エ 市町村との協力による取組みの実施

・ 簡易除却の実施の促進

屋外広告物法に基づく簡易除却に関しては、すべての市町村へ事務を権限移譲していることから、各（総合）振興局は、各市町村においてもクリーン強調月間の趣旨等を理解のうえ、積極的な取組みを行うよう要請するとともに、相互に協力した取組みの実施に努める。

・ 権限移譲市町村における違反広告物の調査・指導実施の促進

屋外広告物の許可事務等について権限移譲している市町村については、監督等の事務に関しても市町村へ権限移譲していることから、各（総合）振興局は権限移譲先市町村においても、違反広告物の調査・指導について積極的な取組みを行うよう要請するとともに、相互に協力した取組みの実施に努める。

5 協力依頼先

- ・ 北海道開発局
- ・ 北海道市長会
- ・ 北海道町村会
- ・ （一社）北海道商工会議所連合会
- ・ 北海道商工会連合会
- ・ （一社）北海道屋外広告業団体連合会
- ・ （協）北海道ネオン電気工業会
- ・ （一社）北海道電気管理技術者協会
- ・ 北海道塗装組合連合会
- ・ （一社）北海道建築士会（景観整備機構）
- ・ （一社）北海道建築士事務所協会
- ・ （一社）北海道建設業協会
- ・ （一社）北海道道路標示・標識業協会
- ・ 北海道電力（株）
- ・ 北電興業（株）
- ・ 東日本電信電話（株）北海道支店
- ・ NTTタウンページ（株）北海道営業本部
- ・ 北海道警察本部

安全管理を
お願いします

屋外広告物による 事故を起こさないために

このような看板、ありませんか？

- ・設置してから、**一度も点検していない**
- ・広告面はきれいだけど、接合部に**サビや腐食**がある
- ・部材・部品の一部が**欠落**している
- ・**風で揺れる**



サビ



内部の腐食



欠落・破損

チェックがいたら注意が必要です !!

見過ごさずに、安全点検を実施してください。

放置してしまうことにより、事故の危険性が高まります。

万が一、事故が発生した場合には賠償責任を問われることもあります。

裏面へ

安全管理のための点検を！

屋外広告物は表面がきれいに見えていても、内部では腐食が進んでいる可能性があります。そのような異変に気づくためには、日常的な点検が必要です。適切な管理に努めましょう。

部位	状況	チェック
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	
広告板	1 表示面の著しい変色・たい色	
	2 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	
	3 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	
	4 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	
	3 周辺機器の劣化、破損	

「屋外広告物安全点検結果報告書」抜粋

定期的に屋外広告業者などの専門家による点検を受けると、日常点検では発見する事のできない異常が見つかる可能性もあります。屋外広告物の安全管理については、必要に応じ、専門業者に相談しましょう。北海道に登録されている屋外広告業者は、道のホームページに掲載されております【屋外広告業者登録簿】をご覧ください。

北海道 屋外広告業者登録簿

検索

【問い合わせ先】

北海道建設部まちづくり局都市計画課

基本計画・景観グループ 主査（広告）011-231-4111（内線 29-827）

○屋外広告物の許可申請について ～ 各（総合）振興局建設指導課

※札幌市、函館市、旭川市、小樽市内については各市へお問い合わせください。

より詳細な規制については…

北海道 屋外広告物

検索